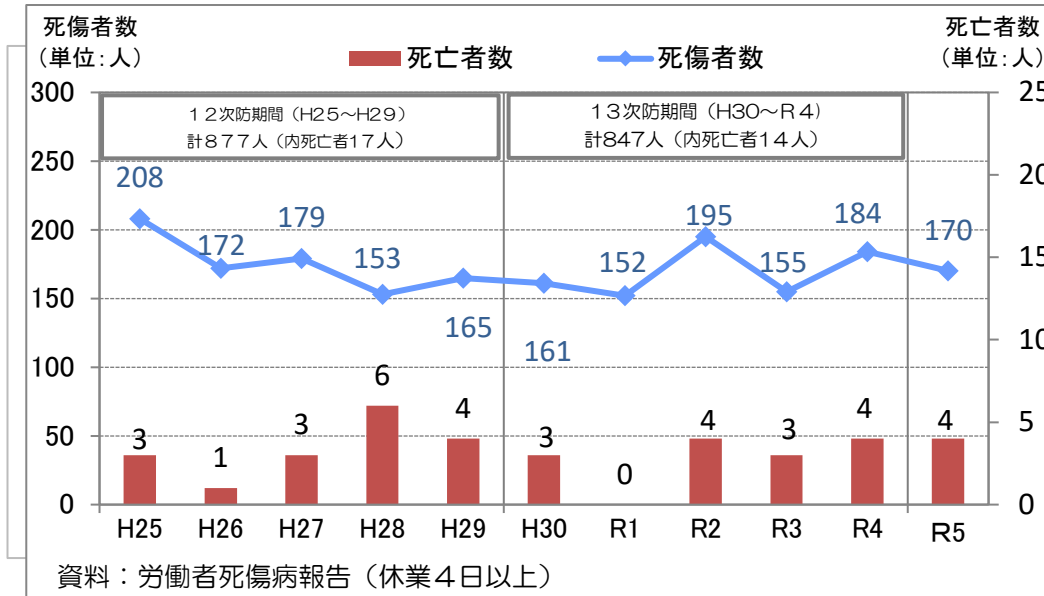


ストップ・ザ・建設業労働災害

1 佐賀県における建設業の労働災害発生状況 (平成25年～令和5年 確定値)



○県内における建設業の労働災害発生数の推移をみると、平成25年から増減をしながら減少傾向にあったが、令和2年に急増、その後増減をしている。※(コロナを除くと、令和2年194人、令和3年136人、令和4年174人、令和5年170人)

○令和5年の建設業における休業4日以上**の死傷者数は170人**で、前年の同期と比べると14人減少。

○令和5年の建設業における**死亡災害は4人**。前年同期と比べると同数。

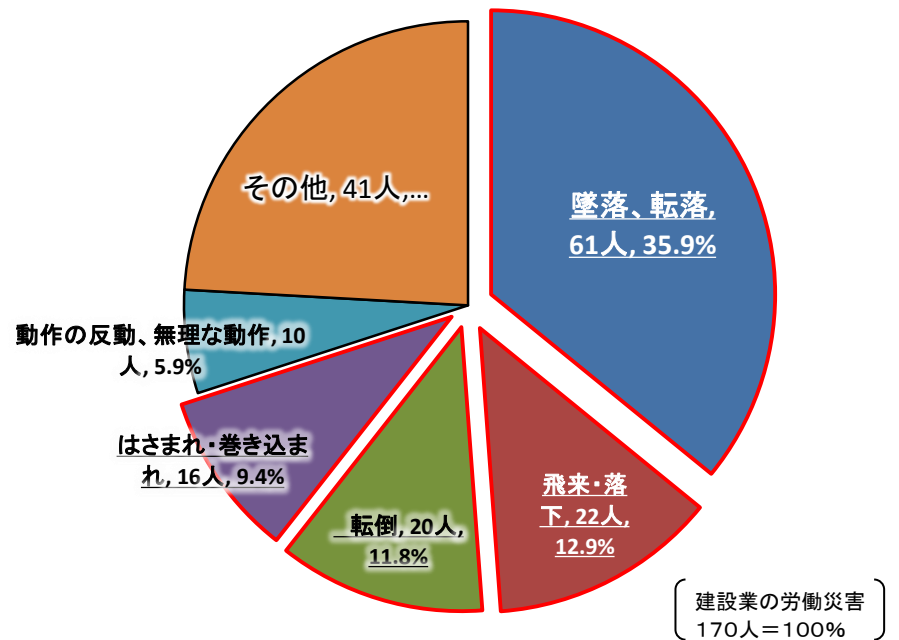
全社的な安全衛生管理の徹底（特にリスクアセスメントの実施）！

2 建設業の事故の型別労働災害発生状況 (令和5年)

令和5年の建設業の労働災害(170人)を発生件数の多い事故の型でみると、

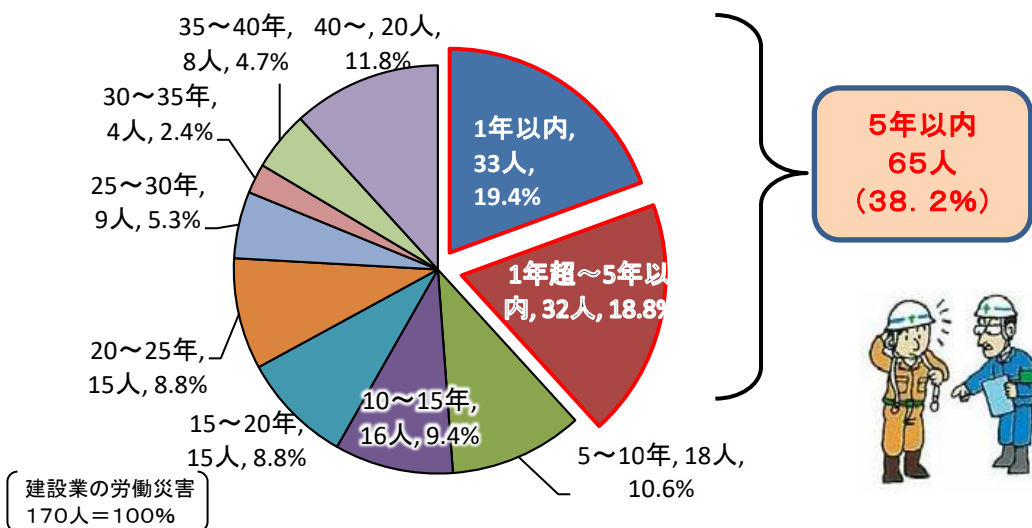
- ①**墜落、転落 (36.5%)**
- ②**飛来・落下 (13.2%)**
- ③**転倒 (12.0%)**
- ④**はさまれ・巻き込まれ (9.6%)**

となっており、これら4つの災害で全体の**71.3%**を占めている。



- 安全施工サイクルの徹底(特に**職場巡視**の徹底)！
- 危険予知活動、4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動等の自主的活動の促進！
- 各責任者の持ち場持ち場での職務の励行！

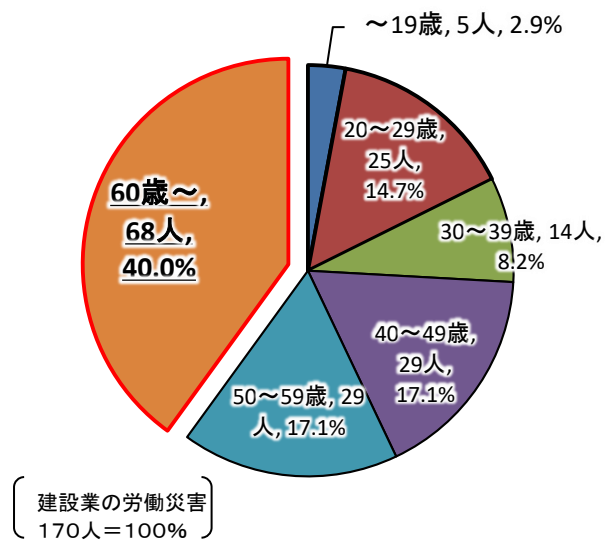
3 建設業の経験年数別労働災害発生状況 (令和5年)



○令和5年の建設業における経験年数別災害発生状況は、**5年以内が65人(38.2%)と最も多い**。

- 雇入れ時教育
- 新規入場者教育
- 職長教育
- 送り出し教育 などの徹底！

4 建設業の年齢別労働災害発生状況 (令和5年)



○令和5年の建設業における年齢別災害発生状況は、**60歳以上が40.0%と最も多い**。

高齢労働者に配慮した適正配置および、職場環境の改善！



三大災害・急性中毒災害・交通労働災害防止のポイント

墜落・転落災害

《一般・共通事項》

- 現場責任者による巡視・点検の実施
- 開口部の養生、危険個所の表示
- 防網の設置・取付設備を確保した上で要求性能墜落制止用器具の使用の徹底
- ヘルメットは墜落時保護用、あご紐はしっかり
- ダブルフック・フルハーネス型墜落制止用器具の導入

《足場の安全の確保》

- 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- 足場・作業床に手すり及び中さん等の設置
- 作業開始前に、作業箇所の墜落防止設備及び落下防止設備を点検、異常があれば補修

《その他の墜落危険個所》

- トラックの荷台昇降時の確実な足かけの徹底
- 梯子の上端60cm以上の突出、転位の防止



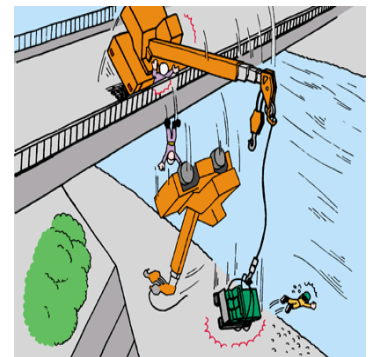
重機災害

《車両系建設機械》

- コーン表示等立入禁止区域の明確化
- 立入禁止区域に立ち入る際の運転停止の徹底
- 誘導者の配置（接触防止・転落等防止）
- 主たる用途以外の使用禁止
- 運転手のシートベルト着用
- 計画作成による安全作業の確保
- 現場責任者による巡視の実施

《移動式クレーン》

- 設置位置、能力、吊り荷の重量等を十分に検討した作業計画の作成
- 軟弱地盤の補強
- アウトリガー最大張出可能な設置場所の確保
- 過負荷とならない適正な作業半径の設定
- 適正な玉掛用具の選定等の実施
- 安全装置の有効利用
- 吊り荷の下を通らない安全通路の確保
- クレーン機能付き建機の建機モードでの荷吊り禁止



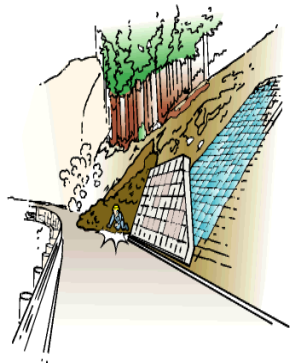
崩壊・倒壊災害

《土砂崩壊》

- 土質に応じた安定勾配の確保又は土止支保工の設置
- 作業の開始前、終了時、大雨時等の地山の点検の励行
- 作業主任者の直接指揮による作業の実施
- 作業手順に基づく安全作業の確保
- 現場責任者による巡視・点検の実施

《倒壊》

- 工作物等の形状、き裂の有無、周囲の状況等の調査及び作業計画の作成
- 作業手順の確立、控えの設置、立入禁止区域の設定
- 避難場所の確保
- 作業構台・足場の最大積載荷量の表示、周知徹底、遵守



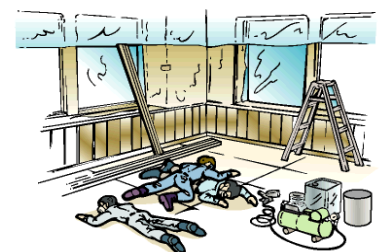
急性中毒災害

《一酸化炭素中毒防止》

- 内燃機関を有する機械は屋外使用を原則とする
- トンネル工事や屋内で内燃機関を有する機械及び練炭コンロ等を使用する場合は
 - ・ 作業開始前、再開時及び作業中の継続的なCO濃度等の測定
 - ・ 作業中の継続的な換気の実施
 - ・ 作業責任者の選任及び作業手順書による作業の実施
 - ・ 有効な呼吸用保護具の使用

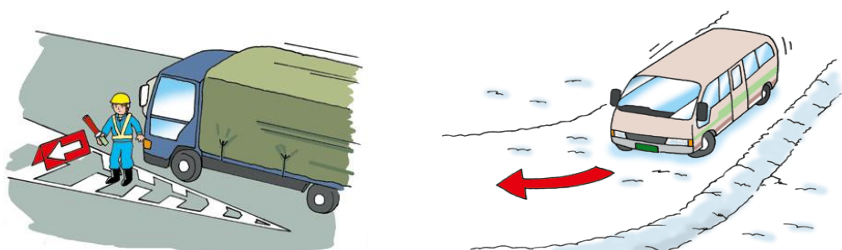
《有機溶剤中毒防止》

- 臨時・短時間の作業にあたっては全体換気装置等の設置により十分に換気すること
- 送気マスク・防毒マスクの着用
- 有害性の調査と関係労働者の教育



交通労働災害

- 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- 交通ヒヤリマップの作成
- 後部座席を含めたシートベルトの着用徹底
- 運転者は疲労を考慮して作業を早めに切り上げる等作業の軽減
- 労働時間等の適正な管理による過労運転の防止



元請けとしての統括管理(現場巡視等)を徹底しましょう!!